

宮津市宿泊税検討委員会

第 3 回検討委員会資料

令和 7 年 8 月 28 日（木）

第2回会議の振り返り

第2回会議の振り返り ～ 委員会でいただいた主なご意見 ～

1. 実施すべき観光事業について

- ①民間と一緒に宮津踊りのイベントなど宮津の夜の楽しさを知ってもらう取組が重要である。
- ②むやみに多言語化の取組を行うのではなく、日本らしさを出すことも大事である。
- ③地域間競争に負けないよう、多くのプロモーションを実施し、天橋立及び宮津に目的を持って来訪いただける取組が重要。
- ④燈籠流し花火大会だけでなく、ベイ花火の拡充、大江山での星空観賞ツアーなどナイトコンテンツの造成が重要である。

2. 観光財源の負担・仕組みについて

- ⑤老朽化する泉源維持への対応として、入湯税を充てることはやむを得ない。
- ⑥コロナ等有事の際には宿泊税頼みの事業はできないので、インフラ整備など基本的な行政サービスは、既存の財源を活用すべきである。
- ⑦宿泊税とする場合の課税の根拠は、来訪者による財政需要が生じることから、その原因者に負担を求めることにある。
- ⑧宿泊施設への宿泊客だけでなく、道の駅などに車中泊される方にも負担を求めるべきではないか。
- ⑨日帰り客から観光税をとることは徴収方法から考えると不可能であり、多くの自治体が宿泊税を導入しているのは、徴税が可能であるからである。
- ⑩税金とは市場での対価関係とは無関係であり、利益の有無を税負担の根拠にはしない。
- ⑪宿泊税と入湯税が併存することになるので、その関係性を明確に提示する必要がある。
- ⑫宿泊税の仕組みとして、用途などを検証する組織を設置するべきではないか。
- ⑬必要となる財源規模については、観光客数において現状・目標ベースなど複数シミュレーションすべきである。
- ⑭予算ありきで事業を行うのではなく、本当に必要なところに必要な配分ができるような仕組みを考えるべきである。
- ⑮宿泊税が一般財源化されると、観光振興を重点化したいという目的から乖離するので目的税の方がよい。
- ⑯宿泊税の導入については、宿泊料金が安価なところは死活問題であるので、導入する場合はケアが必要である。
- ⑰ごみ処理や鉄道維持に係る住民負担の軽減に、宿泊税を使うことは反対ではないが、宿泊客の増加に重点を置くべき。

3. まとめ

- ⑮宿泊税の導入は、観光振興及び受入環境の整備を通じて、市民、観光客双方にとっていい状況をつくっていかうという目的をしっかりと持つこと、実施すべき観光事業は原案をベースに考えていくことに関して大きな異論はないと認識した。
- ⑯必要となる財源規模及び入湯税との関係性については、今回の議論を踏まえて再提示されたい。
- ⑰目的、事業、財源について必要に応じて整理を行い、次回は具体的な負担の仕組み・構造について議論する。

第2回会議の振り返り ～ 前回の会議のまとめ ～

1. 財源確保の目的

- 日本三景「天橋立」など豊かな自然環境を保全し、歴史、伝統、文化など固有の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実を図るとともに、市民生活と調和した地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策を推進する。 ⇒ 第2回資料9頁

2. 実施すべき観光事業・必要となる財源規模

- 「実施すべき観光事業」の総額は約3億円であり、これから既存事業の財源である国府支出金や一般財源、入湯税(観光振興7割分)を差し引くと「必要となる財源規模」は約1億3千万円となる。⇒第2回資料11頁

3. 観光財源の負担のあり方

- 「2. 実施すべき観光事業」には、
 - ①「市や民間団体が実施することにより、観光客の受益に繋がる事業」と
 - ②「観光客の増加が要因となり、市民生活における行政サービスに追加して必要となる事業」が存在し、上記「1」の目的を達成するには、両方の事業が欠けることなく継続的に実施していくことが必要である。
- 「①観光客の受益に繋がること」と「②観光客の増加が要因となること」から、これらの事業の財源を観光客の皆様に一定の範囲内でご負担いただくことは合理性がある。
- 負担を求める手法としては、地方税(目的税)が適している。 ⇒ 第2回資料13頁

結論

- 「実施すべき観光事業」の必要性、「必要となる財源規模」を踏まえると、新たな観光財源は必要であり、これらの財源を観光客の皆様に地方税(目的税)によりご負担いただくことは一定の合理性がある。

第3回宮津市宿泊税検討委員会

【前回会議の指摘事項】

0. 実施するべき観光事業・必要となる財源規模について

【議題】

1. 宿泊税を導入する場合の課税要件等について
2. 特別徴収義務者への支援等について
3. その他

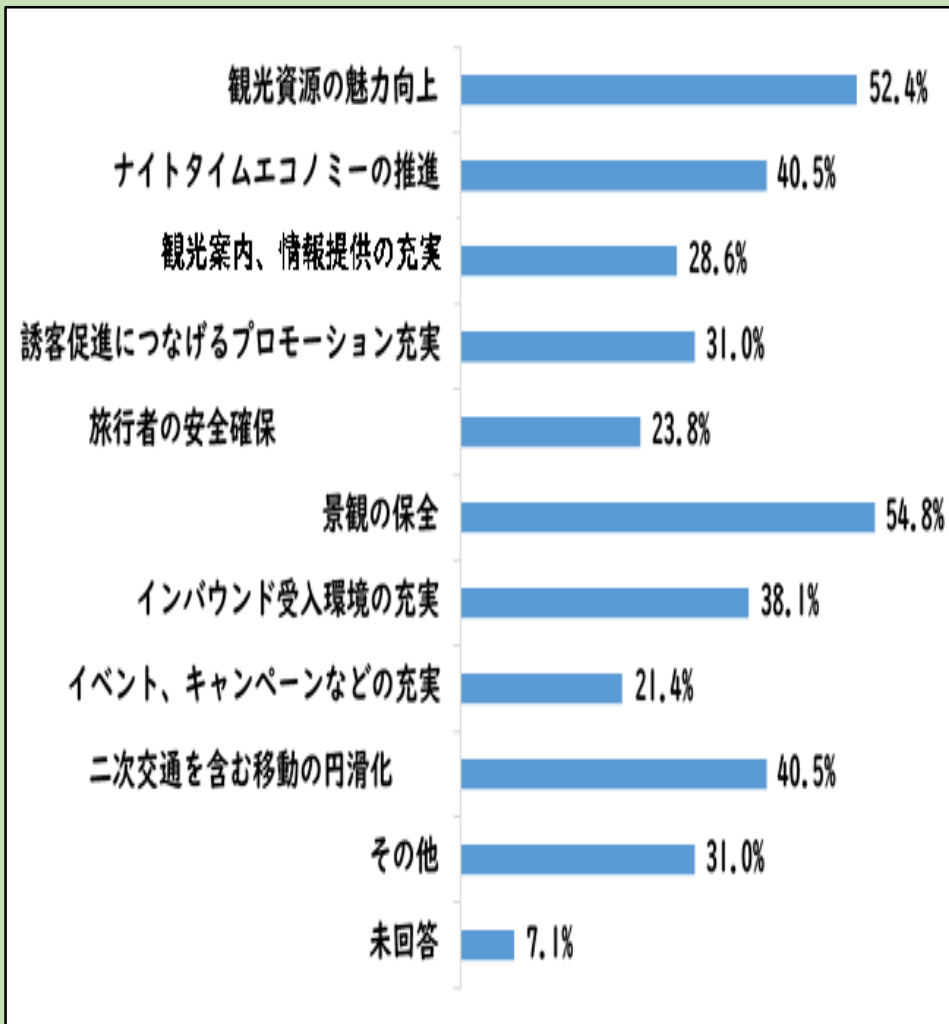
0. 実施すべき観光事業・ 必要となる財源規模について

0. 実施すべき観光事業・必要となる財源規模について（修正）

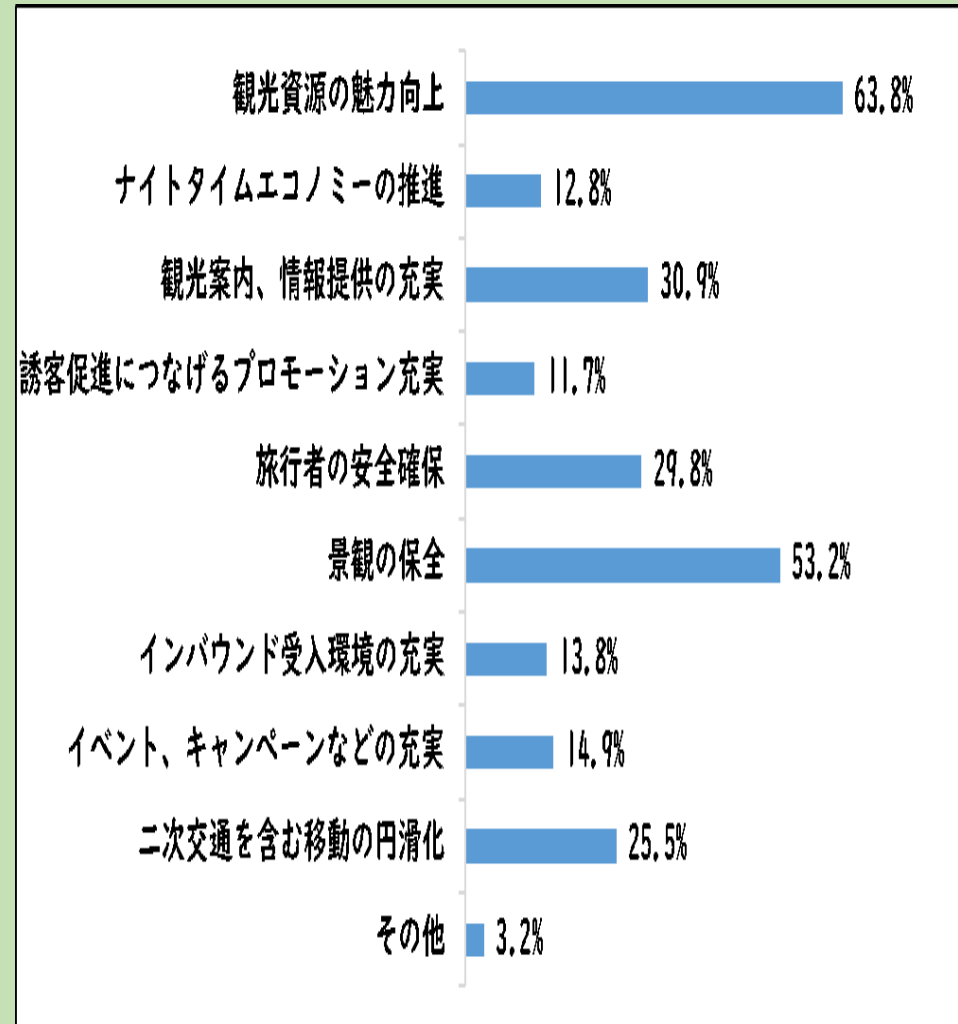
観光事業者・観光客アンケート結果から

宿泊税の使い道 に係るアンケート

【事業者向け】



【宿泊客向け】



0. 実施すべき観光事業・必要となる財源規模について（修正）～課題の共有～

好調なインバウンド需要を背景に、「天橋立」や「伊根の舟屋」を目的に多くの観光客が訪れている状況を踏まえ、地域間競争を意識した受入環境を充実させていくことや、市民生活と観光の更なる調和や観光が地域経済の豊かさにつながっていることを実感できる施策の推進が必要となっている。⇒第1回宮津市宿泊税検討委員会において提示

観光分野における課題の共有⇒「宿泊への誘導促進(魅力向上)」に対する課題・「観光客の増加に伴う行政需要」に対する課題

- | | |
|---------|--|
| 【情報発信】 | ○多様化する旅行ニーズに対応した国内外への情報発信が不足（旅マエ・旅ナカ） |
| 【受入環境】 | ○インバウンドの受入環境が脆弱（多言語案内・キャッシュレス対応など）
○人口減少等により旅行者の円滑な移動と周遊性を確保する地域の公共交通（鉄道・バス・タクシー）の持続性が低下 |
| 【魅力向上】 | ○地域の観光マネジメント等を担う観光専門人材が不足
○日帰り客が占める割合が高く推移しており、体験や周遊コンテンツの造成など滞在時間を延ばす取り組みが必要
○夜間観光のコンテンツ不足が顕著（飲食やイベントなど）
○天橋立ライトアップや砂浜BARなど「天橋立」を活かした魅力づくり
○海上ネットワークによる周遊性向上など「海」を活用した魅力づくり |
| 【資源保全】 | ○人口減少や空き家が増加する中、持続的な街なみ景観や天橋立などの環境保全が必要 |
| 【経済成長】 | ○訪問客の増大を地元の経済活動に波及させていく仕組みづくりが必要（周遊観光や食材の地元調達など） |
| 【人出不足】 | ○ホテル・旅館等の人手不足によるおもてなしサービスの低下が懸念
○「伊根の舟屋」観光を目的とする旅行者による路線バスの混雑悪化（市民の日常移動に影響） |
| 【環境負荷】 | ○観光シーズンにおける交通渋滞や観光客のゴミ問題が懸念 |
| 【安心・安全】 | ○災害発生時等における観光客の安全対策（インバウンド対応含む） |

0. 実施すべき観光事業・必要となる財源規模について（修正）

これまでの検討委員会での意見を踏まえ、**宿泊滞在型観光への転換促進を図る施策の充実**に加え、**広義の観光振興施策として、観光道路の美装化など景観を含めたまちの魅力向上を図る観光インフラの需要**を追加した財源規模に改める。

<実施すべき観光事業のポイント>

- これまで十分な対応が出来ていなかった「温泉源の維持保全」の充実 ⇒入湯税の活用再整理
- 世界から選ばれる持続可能な観光地を目指した魅力の創出と受入環境の整備 ⇒宿泊への誘導促進
- 観光客が増加することに伴う行政需要への対応 ⇒市民生活との調和

■実施すべき観光事業

	<修正前>	<修正後>
○サービス向上・消費拡大	132,500,000	152,500,000
既存 持続可能な観光地域づくり事業、大阪・関西万博きょうとの力創出・発信事業 等	112,500,000	112,500,000
新 海水浴場の開設運営、観光DXの推進、宮津燈籠流し花火大会開催支援、専門人材の活用（観光戦略の推進）等		
新 ナイトタイムエコノミーの推進、ガストロノミー・リズムの推進、海を活用した周遊促進 等	20,000,000	40,000,000
○プロモーションの強化	45,600,000	55,600,000
既存 世界で最も美しい湾連携事業、歴史文化を活かした観光誘客推進事業	5,600,000	5,600,000
新 国内加盟湾連携事業、世界総会への参加、北前船文化を活かした観光誘客 等		
新 国内外のプロモーション拡充、観光DXの推進、クルーズ船誘致の強化 等	40,000,000	50,000,000
○受入環境の整備	46,300,000	76,300,000
既存 観光事務事業 / 道標等の維持管理、観光公衆トイレの維持管理、各種協議会等の負担金 等	6,300,000	6,300,000
新 観光インフラの充実 / 二次交通対策、多言語案内の整備、天橋立や街なみ景観の保全、 観光客の増加に伴うごみ処理等、公共交通の維持 等	10,000,000 30,000,000	10,000,000 60,000,000
インバウンド需要対応の強化 / 観光案内機能の充実(多言語案内の強化)、多言語表示の充実 等		
旅行者の安心・安全の確保 / 災害時における避難誘導等の防災対策、観光SDGsの推進、等		
観光施策推進体制等の維持	71,200,000	81,200,000
既存 魅力ある観光地づくり支援事業 / 海の京都DMO事業負担金、天橋立観光協会補助金	41,200,000	41,200,000
新 天橋立観光協会の運営体制の強化、災害等による観光需要の落ち込みに備えた基金の創設 等	30,000,000	40,000,000
温泉源の維持・保全		
新 成相観音温泉、天橋立温泉、宮津温泉ピント湯、湯らゆら温泉郷 の源泉維持	入湯税活用	入湯税活用
合計		
既存事業	165,600,000	165,600,000
新たな需要額	130,000,000	200,000,000

※赤字：宿泊への誘導促進に資する事業 / 青字：市民生活との調和に資する事業

(R5決算数値)		【財源】		【使途】	
【支出】				(従来)	(今後)
観光需要額	既存事業 需要額 165.6百万円	入湯税 (観光客負担) 24.2百万円	観光振興事業(既存)	観光振興事業(既存)	温泉源維持保全
		国府支出金 67.1百万円			観光振興事業(既存)
	新たな需要額 200百万円 (130百万円)	一般財源 (市民負担) 74.3百万円			
		新たな財源 (観光客負担)			観光振興事業(新規)
					行政需要への対応

財源規模

【修正前】

必要となる財源規模 約1億3千万円

<宿泊への誘導促進 100,000千円>
市や民間団体が実施することにより
観光客の受益に繋がる事業

<市民生活との調和 30,000千円>
観光客の増加に伴う行政需要



【修正後】

必要となる財源規模 約2億円

<宿泊への誘導促進 140,000千円>
市や民間団体が実施することにより
観光客の受益に繋がる事業

<市民生活との調和 60,000千円>
観光客の増加に伴う行政需要

国内外のプロモーションやナイトタイムエコノミー等の充実

景観を含めた街の魅力向上を図る観光インフラ等の需要拡充

1. 宿泊税を導入する場合の 課税要件等について

1. 課税要件等について① ～ 課税客体・納税義務者・課税標準 ～

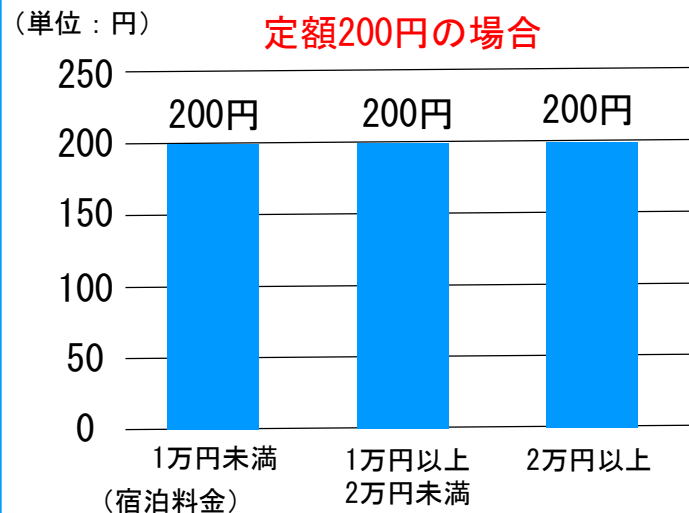
課税要件等	方向性	考え方
課税客体	宮津市に所在する宿泊施設 (民泊施設含む。)への宿泊 行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	宿泊施設の形態に関わらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、すべての宿泊者を対象とすることが望ましい。
納税義務者	宿泊施設への宿泊者	同上
課税標準	宿泊施設への宿泊数	行政サービスの享受の程度は、滞在期間(宿泊数)によるところが大きい。

1. 課税要件等について② ～ 特別徴収義務者・徴収方法・申告期限 ～

課税要件等	方向性	考え方
徴収方法	特別徴収 ・ 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	宿泊者から市が個別に徴収することは現実的ではない。
特別徴収義務者	宿泊事業者等 ・ 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者	同上
申告期限	毎月期日までに前月の初日から末日までの間の分を申告・納入する ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能	基本的に、月ごとに申告・納入を行うことは必要であると考えるが、申告・納入金額が一定の金額以下の場合には、3か月ごとに行うことも可能であると考える。

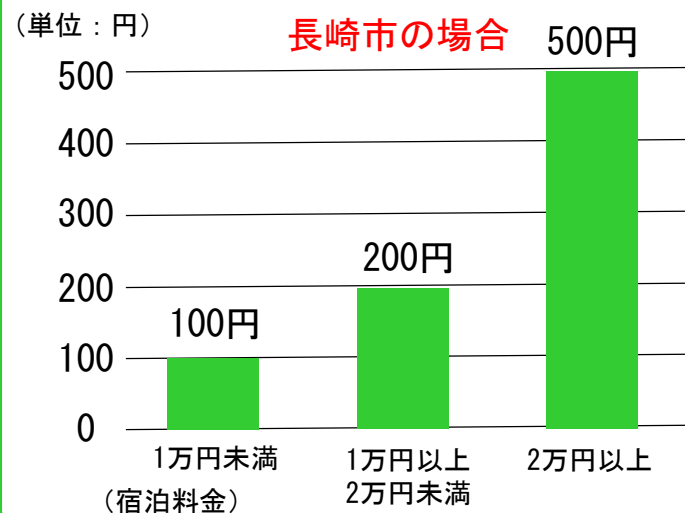
1. 課税要件等について③ ～ 税率（税額）・免税点 ～

一律定額制（12団体）



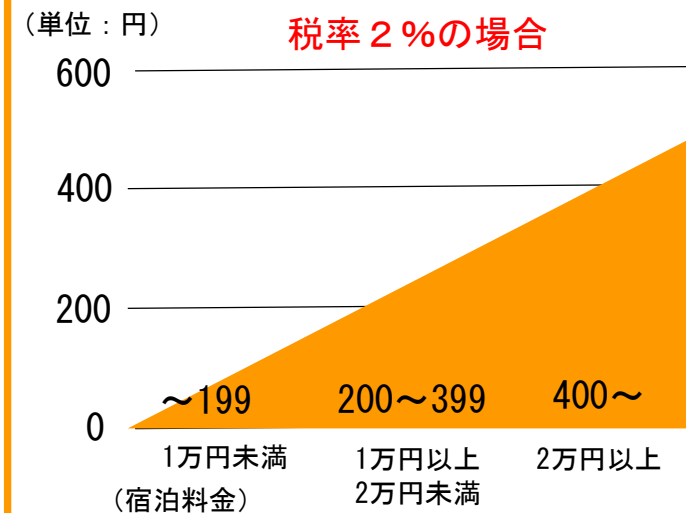
- ・ 宿泊料金に関わらず一定額で課税
- ・ 徴税の際の宿泊事業者の**計算が簡単**
- ・ 宿泊料金が低い場合は**不公平感**を感じる可能性がある。
- ・ **受益と負担の観点で公平**である

段階的定額制（11団体）



- ・ 宿泊料金の区分に応じて課税
- ・ GW等宿泊料金の違いにより徴税の際の宿泊事業者の**計算が煩雑**
- ・ 一定程度、**宿泊料金に応じた（担税力に応じた）負担**を求めることが可能

定率制（1団体）



- ・ 宿泊料金に応じて課税
- ・ 徴税の際の計算は**宿泊事業者の負担となる**可能性がある
- ・ **宿泊料金に応じた（担税力に応じた）負担**を求めることが可能

税率（税額）・免税点に対する考え方

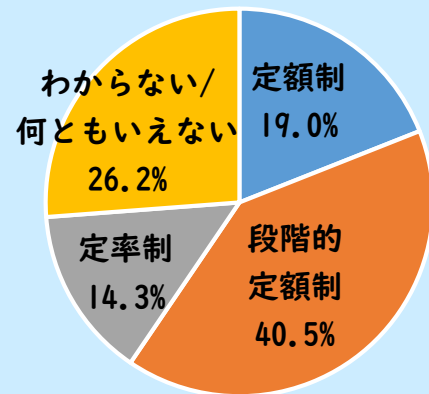
- 特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担の軽減と宿泊者の理解の得やすさのため、**簡素な制度とすることが望ましい。**
- 宿泊者が享受する行政サービスは、宿泊施設の種類や宿泊料金の高低に関わらず、一定であり、差が生じるものでないとの考え方により、**一律の「定額制」**が望ましい。

1. 課税要件等について③ ～ 税率（税額）・免税点 ～

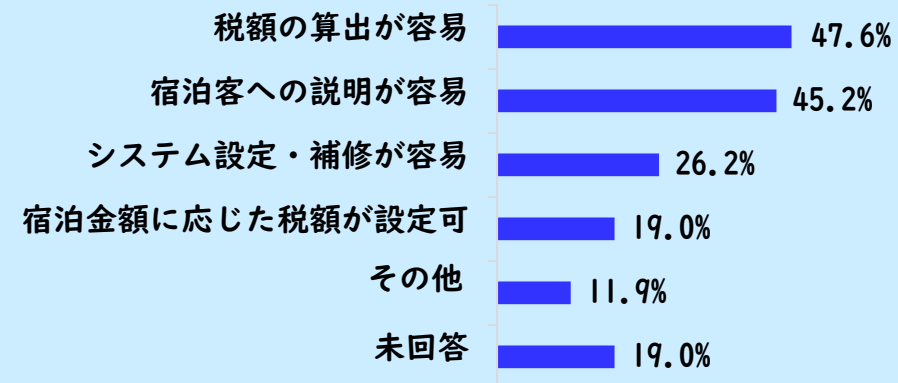
観光事業者・観光客アンケート結果から

税率（税額）に
係るアンケート

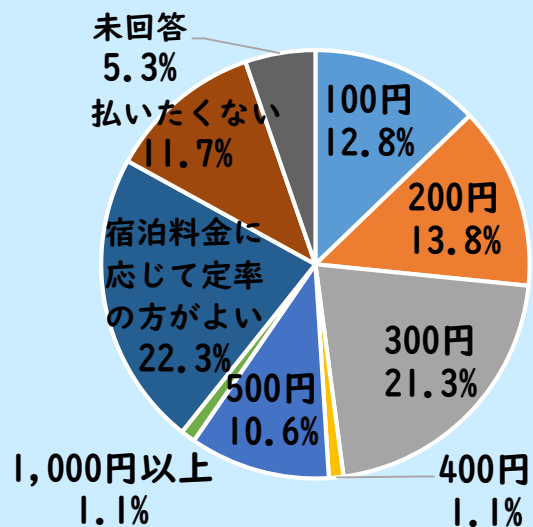
【事業者向け】宿泊税の税額の設定



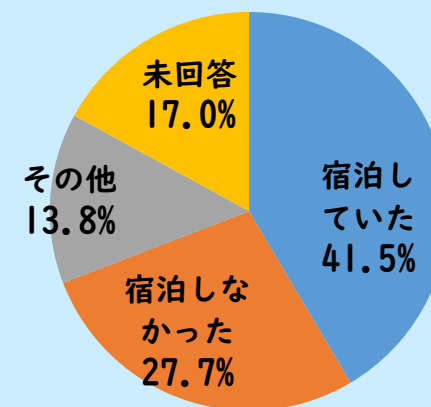
【事業者向け】左記選択の理由



【宿泊客向け】宿泊税の上限



【宿泊客向け】左記上限を超える場合の宿泊の可否

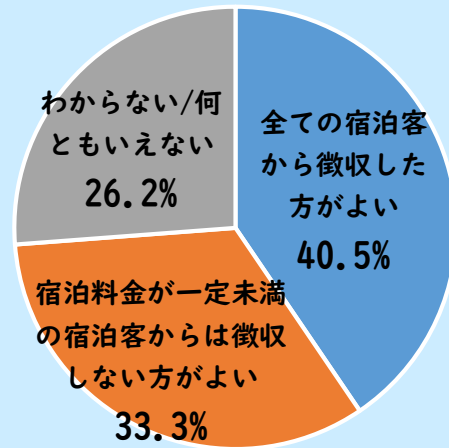


1. 課税要件等について③ ～ 税率（税額）・免税点 ～

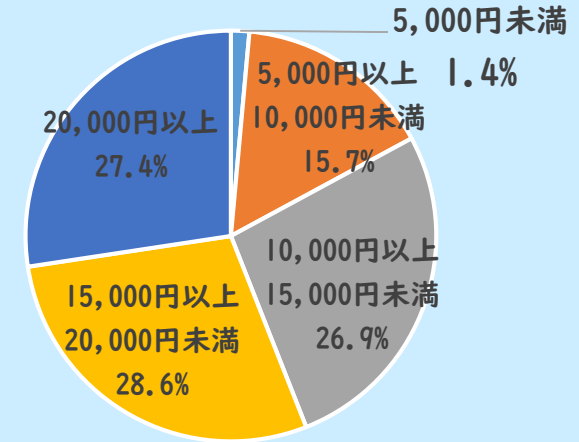
観光事業者・観光客アンケート結果から

免税点に係るアンケート

【事業者向け】宿泊税の免税点の設定

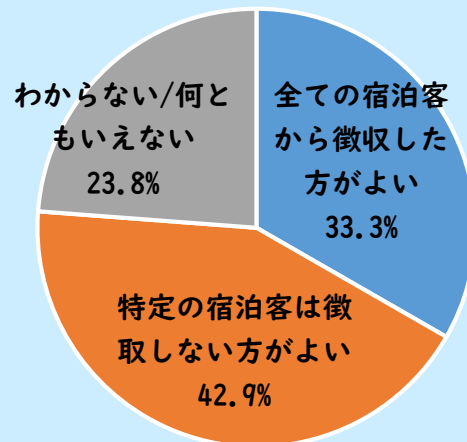


【事業者向け】宿泊料金別の宿泊者数



課税免除に係るアンケート

【事業者向け】宿泊税の課税免除



1. 課税要件等について③ ～ 税率（税額）・免税点 ～

○税率設定等の考え方

◇受益と負担の観点

- ・ 宿泊者が享受する行政サービスは、宿泊施設の種類や宿泊料金の高低に関わらず、どの宿泊者も同様であり、その負担を均等に求めるもの。

◇宿泊事業者・宿泊者のわかりやすさ

- ・ 徴収を担う 宿泊事業者の負担がなるべくかからない設定とすることが必要。
- ・ 納税義務者である 宿泊者にもわかりやすい設定とすることが必要。

◇必要となる観光財源（規模）の確保

- ・ 将来における持続的な観光地形成を目指して多様な観光需要に的確に対応していくため、観光財源について一定規模を確保する必要がある。

○免税点の設定の有無

A案）宿泊料が低廉な宿泊施設の利用者の負担感を考慮し、免税点を設けることが望ましい。

B案）全ての宿泊施設の利用者に課税することとし、免税点は設けないことが望ましい。

税率：一律定額制 1人1泊につき**200円** 税収規模（想定） $200円 \times 80万人 = 1年あたり約 1億6千万円$

税率（税額）・免税点に対する考え方

- 税率は、必要となる観光財源を一定規模確保するため、**1人1泊200円の一律定額制**とすることが望ましい。A案）ただし、**免税点を設けることとし、宿泊料金に対する税率（200円）の負担割合を考慮のうえ、設定金額は5千円とすることが望ましい。**B案）また、全ての宿泊施設の利用者に課税することとし、**免税点は設けないことが望ましい。**

1. 課税要件等について④ ～ 課税免除・課税期間・入湯税税率の改正 ～

課税要件等	方向性	考え方
課税免除	独自の課税免除措置は行はない	宿泊客によって行政サービスを享受する程度は変わらないため、すべての宿泊者を対象とすることが望ましい。
課税期間（見直し期間）	条例施行後3年、その後は5年ごとに見直す	総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」において、「法定外税の課税を行う期間については、（中略）原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること」とされている。 社会情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税者の負担等を勘案し、一定期間で見直すことは必要である。
入湯税税率の改正	入湯税税率の改正は行わない（ただし、充当ルールの整理は行う）	法定税である入湯税により現行の標準税率で確保したうえで、宿泊税により必要となる財源を確保することとしたい。 （入湯税を減額するのは、減額するために宿泊税を導入するという見え方になる。増額するのは、入湯税の超過課税と宿泊税の導入というダブルの負担感を増幅することに繋がる）

【参考】課税要件等について① ～ 課税客体・納税義務者・課税標準 ～

自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への<u>宿泊行為</u> ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	大阪府内に所在する次の宿泊施設への<u>宿泊行為</u> ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）	京都市内に所在する次の宿泊施設への<u>宿泊行為</u> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	金沢市内に所在する次の宿泊施設への<u>宿泊行為</u> ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への<u>宿泊行為</u> ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	福岡県内に所在する次の宿泊施設への<u>宿泊行為</u> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）
納税義務者	上記施設への <u>宿泊者</u>	同左	同左	同左	同左	同左
課税標準	上記施設への <u>宿泊数</u>	同左	同左	同左	上記施設への1人、1部屋又は1棟の宿泊料金	上記施設への <u>宿泊数</u>

【参考】課税要件等について① ～ 課税客体・納税義務者・課税標準 ～

自治体	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
施行日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和5年4月1日	令和6年11月1日	令和7年1月6日	令和7年4月1日
課税客体	福岡市内に所在する次の宿泊施設への<u>宿泊行為</u> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	北九州市内に所在する次の宿泊施設への<u>宿泊行為</u> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）	長崎市内に所在する次の宿泊施設への<u>宿泊行為</u> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	二セコ町内に所在する次の宿泊施設への<u>宿泊行為</u> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	常滑市内に所在する次の宿泊施設への<u>宿泊行為</u> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	熱海市内に所在する次の宿泊施設への<u>宿泊行為</u> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
納税義務者	上記施設への <u>宿泊者</u>	同左	同左	同左	同左	同左
課税標準	上記施設への <u>宿泊数</u>	同左	同左	同左	同左	同左

【参考】課税要件等について② ～ 特別徴収義務者・徴収方法・申告期限 ～

自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日
特別徴収義務者	・ ホテル、旅館の経営者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者	・ 旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・ 国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者 ・ 住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者	・ 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者	・ 旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・ 住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者	・ 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者	・ 宿泊施設の経営者（旅館・ホテル、簡易宿所、民泊及び特区民泊） ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	・ 特別徴収特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	同左	同左	同左	同左	同左
申告期限	毎月期日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能	同左	同左	同左	同左	同左

【参考】課税要件等について② ～ 特別徴収義務者・徴収方法・申告期限 ～

自治体	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
施行日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和5年4月1日	令和6年11月1日	令和7年1月6日	令和7年4月1日
特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・宿泊施設の経営者（旅館・ホテル、簡易宿所、民泊及び特区民泊） ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	同左	同左	同左	同左	同左
申告期限	毎月期日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能	同左	同左	同左	同左	同左

【参考】課税要件等について③ ～ 税率（税額）・免税点 ～

課税団体	東京都	大阪府		京都市		金沢市	倶知安町
		現 行	令和7年9月改正予定	現 行	令和8年3月改定予定		
税 率	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊について、宿泊 料金が	1人1泊について、宿 泊料金が	1人1泊について、宿泊料金 が	1人1泊について、宿 泊料金が	1人1泊、1部屋1泊又は1棟 1泊の
	①1万円以上1万5千 円未満：100円 ②1万5千円以上： 200円	①7千円以上1万5千円 未満：100円 ②1万5千円以上2万円 未満：200円 ③2万円以上：300円	①5千円以上1万5千円未 満：200円 ②1万5千円以上2万円未 満：400円 ③2万円以上：500円	①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未 満：500円 ③5万円以上：1,000 円	①6千円未満：200円 ②6千 円以上2万円未満：400円 ③2万円以上5万円未満： 1,000円 ④5万円以上10万円未満： 4,000円 ⑤10万円以上：10,000円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円	宿泊料金の2%
免税点	1万円	7千円	5千円	なし	なし	なし→5千円（R6.10 ～）	なし
～5千円未満	非課税	非課税	非課税	200円	200円	非課税	※3千円の場合：60円
5千円～6千円未満	非課税	非課税	非課税	200円	200円	200円	※5千円の場合：100円
6千円～7千円未満	非課税	非課税	非課税	200円	400円	200円	※5千円の場合：100円
7千円～1万円未満	非課税	100円	100円	200円	400円	200円	※7千円の場合：140円
1万円～1.5万円未満	100円	100円	100円	200円	400円	200円	※1万円の場合：200円
1.5万円～2万円未満	200円	200円	200円	200円	400円	200円	※1万5千円の場合：300円
2万円～3万円未満	200円	300円	300円	500円	1,000円	500円	※2万円の場合：400円
3万円～5万円未満	200円	300円	300円	500円	1,000円	500円	※3万円の場合：600円
5万円～10万円未満	200円	300円	300円	1,000円	4,000円	500円	※5万円の場合：1,000円
10万円～	200円	300円	300円	1,000円	10,000円	500円	※10万円の場合：2,000円
税 収	44.0億円	25.1億円	80億円（見込）	52.0億円	126億円（見込）	10.4億円	4.4億円

【参考】課税要件等について③ ～ 税率（税額）・免税点 ～

課税団体	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
税 率	1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊につき	1人1泊につき
	200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は50円 ※その他新たに宿泊税を県内市町村が課す場合は100円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円 （上記いずれも、うち県税50円）	200円 （うち県税50円）	①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：500円	①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上10万円未満：1,000円 ④10万円以上：2,000円	200円	200円
免税点	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
～5千円未満	200円	200円	200円	100円	200円	200円	200円
5千円～6千円未満	200円	200円	200円	100円	200円	200円	200円
6千円～7千円未満	200円	200円	200円	100円	200円	200円	200円
7千円～1万円未満	200円	200円	200円	100円	200円	200円	200円
1万円～1.5万円未満	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
1.5万円～2万円未満	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
2万円～3万円未満	200円	500円	200円	500円	500円	200円	200円
3万円～5万円未満	200円	500円	200円	500円	500円	200円	200円
5万円～10万円未満	200円	500円	200円	500円	1,000円	200円	200円
10万円～	200円	500円	200円	500円	2,000円	200円	200円
税収（R5又は見込）	17.3億円	28.2億円	14.7億円	3.0億円	1.6億円（見込）	2億円（見込）	6億円（見込）

【参考】課税要件等について④ ～ 課税免除 ～

自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県
課税免除	なし	なし	・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 ・保育所、幼保連携型認定こども園等の3歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事に参加する者、引率者	なし	・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する幼児、児童、生徒、学生、引率者 ・倶知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生	なし
自治体	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
課税免除	なし	なし	・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する者 ・前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者 ・前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者	なし	・年齢12歳未満の者 ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加している者 ・公益上その他の事由により規則で定めるもの

【参考】課税要件等について④ ～ 課税期間（見直し期間） ～

自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県
課税期間	条例施行後、 5年ごと	条例施行後、 5年ごと	条例施行後、 5年ごと	条例施行後、 5年ごと	条例施行後、 5年ごと	条例施行後3年、 その後5年ごと

自治体	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
課税期間	条例施行後3年、 その後5年ごと	条例施行後3年、 その後5年ごと	条例施行後、 3年ごと	条例施行後、 5年ごと	条例施行後3年、 その後5年ごと	条例施行後、5年ごと （失効規程あり）

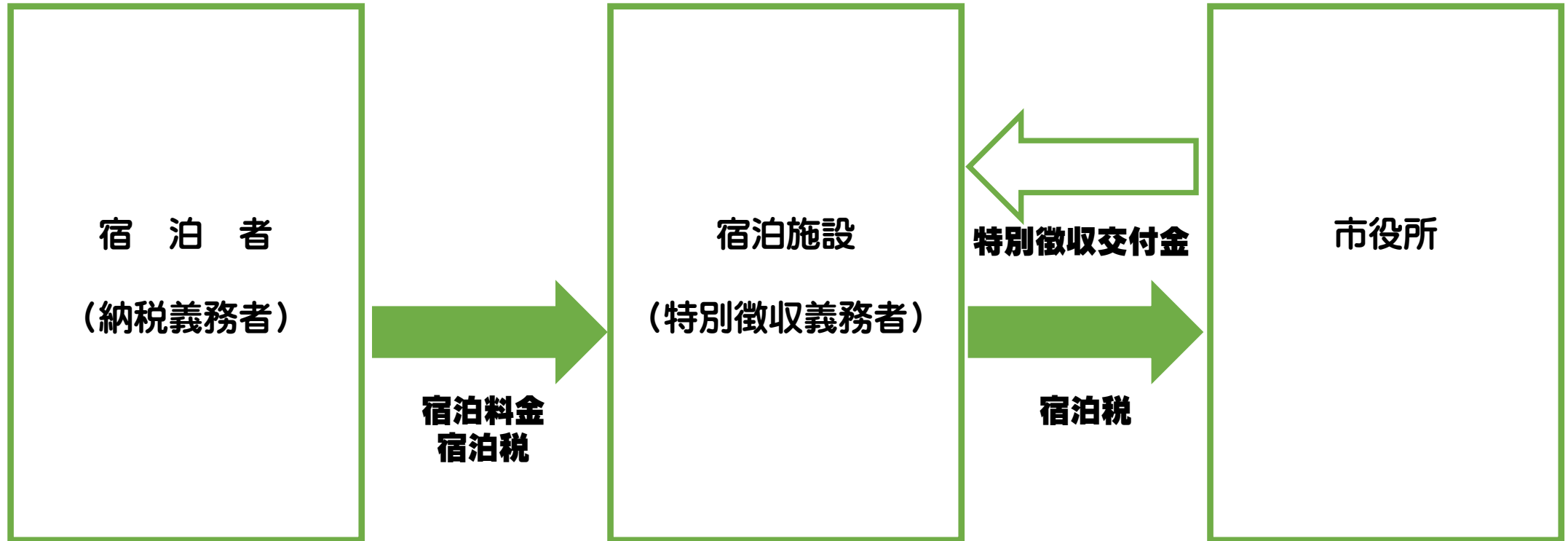
【参考】課税要件等について④ ～ 入湯税税率の改正 ～

自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県
入湯税税率の改正	—	—	なし	なし	なし	—

自治体	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
入湯税税率の改正	1人1日あたり 150円⇒50円	なし	なし	なし	—	なし

2. 特別徴収義務者への支援等について ～ 徴収、申告・納入等について～

徴収事務のフローイメージ



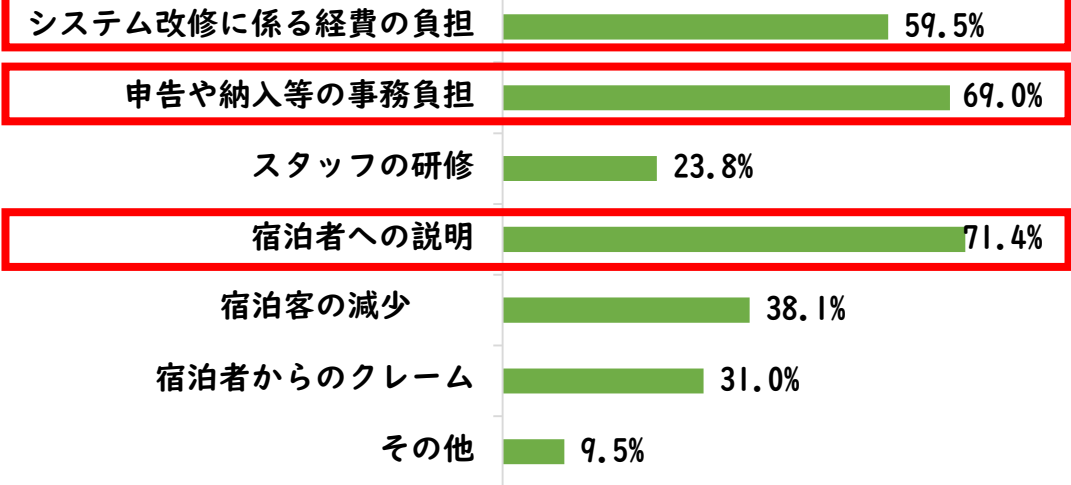
2. 特別徴収義務者への支援等について ～ 徴収、申告・納入等について ～

事業者アンケート結果から

宿泊税導入の際の負担や支障、その他不安な点 (n=42)

区 分	全体	ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
システム改修に係る経費の負担	25	3	9	11	2
申告や納入等の事務負担	29	2	11	14	2
スタッフの研修	10	2	3	4	1
宿泊者への説明	30	1	12	14	3
宿泊者の減少	16	0	6	9	1
宿泊者からのクレーム	13	0	5	7	1
その他	4	0	1	1	2

回答いただいた総数(42)に対する割合



宿泊税導入の際のシステム導入や改修等の必要性 (n=42)

区分	全体	内訳			
		ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
必要あり	8	0	4	4	0
必要ありだが経費は分からない	20	2	8	8	2
必要なし	2	0	0	2	0
わからない	12	1	2	7	2
計	42	3	14	21	4

2. 特別徴収義務者への支援等について ～ 特別徴収交付金等について～

自治体		東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県
特別徴収交付金等	名 称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金
	交付額	納付された金額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5% 交付上限額：100万円	①すべて納期内に完納している場合 2.5% ②1か月でも納期内に完納していない場合 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けた場合 納期内完納額の1.0% ※導入から5年間は特例措置として+0.5%	納付された金額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5% 交付上限額：200万円	納付された金額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5% ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算 交付上限額：前期、後期それぞれ50万円	①すべて納期内に完納している場合 2.5% ②1か月でも納期内に完納していない場合 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けた場合 納期内完納額の1.0% ※導入から5年間は特例措置として+0.5%	納期内納入額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間におけるすべての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算
システム改修費補助金	名 称	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	交付額	—	—	—	—	—	—

2. 特別徴収義務者への支援等について ～ 特別徴収交付金等について～

	自治体	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
特別徴収交付金等	名 称	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収奨励金	宿泊税事務処理促進交付金	特別徴収義務者報奨金	宿泊税特別徴収事務交付金
	交付額	納期内納入額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5%、また福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間におけるすべての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算	納期内納入額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5%、また福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間におけるすべての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算	納期内納入額の2.5% 交付上限額：50万円	納期内納入額の5.0%	納期内納入額の 6.0%	納付された金額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5%
システム改修費補助金	名 称	なし	なし	宿泊税システム整備費補助金	なし	システム改修費整備補助金	宿泊税システム整備費等補助金
	交付額	—	—	補助率：2分の1 補助限度額：50万円	—	①50万円まで全額補助 ②50万円を超える部分は2分の1補助 ※ただし、①と②合わせて補助額100万円を限度とする。	補助率：2分の1 補助限度額：50万円

特別徴収交付金等に対する考え方

- 先行導入自治体は、全て特別徴収交付金等を宿泊事業者へ交付する制度を創設。
- 二セコ町以外の先行導入自治体は、システム改修費補助金か、導入後5年間は特別徴収交付金等への上乗せ措置を実施。
- アンケートの結果より「システム改修に係る経費の負担」「申告や納入等の事務負担」の不安を抱える事業者が多い状況。
- 特別徴収義務者の事務負担を考慮し、**特別徴収交付金制度を導入し、導入初期における支援として、交付金の上乗せ若しくはシステム改修費への支援を行うことが望ましい。**

2. 特別徴収義務者への支援等について ～ 宿泊税の周知について ～

宿泊事業者向け宿泊税の手引の作成・説明会の実施

- 課税対象の判断や徴収から申告・納入までの具体的手続きなどを説明した宿泊事業者向けの宿泊税の手引を作成し、宿泊事業者向け説明会を実施

宿泊税に係る宿泊客向け周知媒体の製作・配布

- 宿泊税周知用の広報媒体を作成し、宿泊施設等で掲示・配架
（候補媒体）
 - ・ポスター
 - ・リーフレット
 - ・三角ポップ
 - ・ポケットティッシュ
- 市のホームページで宿泊税に係る制度を掲載（宿泊施設等のホームページからのリンク）

宿泊税の周知に対する考え方

- アンケートの結果より「宿泊者への説明」の不安を抱える事業者が多いことから、宿泊事業者の負担を軽減しながら宿泊客の理解を得るため、上記取組みを行うことが望ましい。